

答 申 第 79 号
令和 3年 2月 24日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市情報公開・個人情報保護審議会
会長 千草 孝雄

民生委員への住民基本台帳情報の外部提供について（答申）

令和3年1月6日付け所地セ第113号により諮問のありました標記の件について、別紙の通り答申します。

諮問第79号答申

民生委員・児童委員活動支援事務は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が行っていた要援護高齢者調査の終了に伴い、市から民生委員への住民情報の提供が少なくなる中で、民生委員の相談体制の継続を図り、引き続き民生委員の地域活動を支援することを目的に、住民基本台帳情報を記載した名簿を提供するものです。民生委員には職務遂行上の秘密を守る義務があり、市が名簿の管理等に関する研修会を実施するなど個人情報の適切な管理がなされると認められます。

当該個人情報の提供は、地域社会の福祉の増進を目的に行われるものであり、個人の権利利益を侵害するものではないため、本審議会として外部提供を認めることとします。しかしながら、民生委員に提供される名簿情報が決して外部に漏洩したりすることのないよう、個人情報取扱マニュアルを速やかに再整備するとともに、その安全管理措置等に関し、各民生委員等に対し十分な周知・指導等の徹底を求めます。

なお、個人情報を外部提供したことの本人通知は、通知を要する対象者が大量であるため、省略を認めます。